

平成二十四年政令第二百八十六号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行令
内閣は、都市の低炭素化の促進に関する法律
(平成二十四年法律第八十四号)第七條第三項第
五号イ及びロ、第十條第二項、第十七條第二項、
第十九條第三項、第二十六條第四項(同條第八項
において準用する場合を含む。)、第四十七條第二
項及び第五項、第五十三條第一項並びに第六十條
の規定に基づき、この政令を制定する。

(熱供給施設に準ずる施設)

第一条 都市の低炭素化の促進に関する法律(以
下「法」という。)第七條第三項第五号イの政
令で定める施設は、水、蒸気その他国土交通大
臣が定める液体又は気体(以下この条において
「水等」という。)を加熱し、又は冷却し、か
つ、当該加熱され、又は冷却された水等を利用
するために必要なボイラー、冷凍設備、循環ボ
ンプ、整流器、導管その他の設備(熱供給事業
法(昭和四十七年法律第八十八号)第二條第四
項に規定する熱供給施設を除く。)とする。

(都市公園に設けられる施設)

第二条 法第七條第三項第五号ロの政令で定める
施設は、都市公園法施行令(昭和三十一年政令
第二百九十号)第十二條第二項第一号の三若し
くは第二号の二に掲げるもの又は同項第二号の
三に掲げる熱供給施設に該当するものとする。
(都道府県知事の同意を要する建築物)

第三条 法第十條第二項の政令で定める建築物
は、次の各号に掲げる区域内において整備され
る当該各号に定める建築物とする。

- 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一
号)第九十七條の二第一項又は第二項の規定
により建築主事又は建築副主事を置く市町村
の区域 同法第六條第一項第四号に掲げる建
築物(その新築、改築、増築、移転又は用途
の変更に関して、法律並びにこれに基づく命
令及び条例の規定により都道府県知事の許可
を必要とするものを除く。)(以外の建築物)
- 二 建築基準法第九十七條の三第一項又は第二
項の規定により建築主事又は建築副主事を置
く特別区の区域 次に掲げる建築物
イ 延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十
五年政令第三百三十八号)第二條第一項第
四号の延べ面積をいう。第十三條において
同じ。)が一万平方米メートルを超える建築
物
ロ その新築、改築、増築、移転又は用途の
変更に関して、建築基準法第五十一條(同

法第八十七條第二項及び第三項において準
用する場合を含む。市町村都市計画審議会
が置かれている特別区にあつては、卸売市
場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る
部分に限る。)の規定又は同法以外の法律
若しくはこれに基づく命令若しくは条例の
規定により都知事の許可を必要とする建築
物(地方自治法(昭和二十二年法律第六十
七号)第二百五十二條の十七の二第一項の
規定により当該許可に関する事務を特別区
が処理することとされた場合における当該
建築物を除く。)

(認定集約都市開発事業の施行に要する費用に
係る国の補助)

第四条 法第十七條第二項の規定による国の地方
公共団体に対する補助金の額は、認定集約都市
開発事業の施行に要する費用のうち特定建築物
の共用部分(当該認定集約都市開発事業により
整備される特定建築物の部分であつて当該特定
建築物を所有し、又は賃借する者(当該特定建
築物の全部を所有し、又は賃借する者を除く)
の全員又はその一部の共用に供されるべきもの
をいう。以下この条において同じ。)に係る費
用に対し、地方公共団体が補助する額(その額
が特定建築物の共用部分に係る費用の三分の二
に相当する額を超える場合においては、当該三
分の二に相当する額)に二分の一を乗じて得た
額とする。

(特定建築物の用地として処分された保留地の
対価に相当する金額の交付基準)

第五条 法第十九條第三項の規定により交付すべ
き額は、処分された保留地の対価に相当する金
額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の
総額で除して得た数値を土地区画整理法(昭和
二十九年法律第九十九号)第三十三條第四項の規
定による公告があつた日における従前の宅地又
はその宅地について存した地上権、永小作権、
賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益す
ることができる権利の土地区画整理事業の施行
前の価額に乘じて得た額とする。
(軌道事業の特許を要する軌道利便増進実施計
画の認定の申請)

第六条 法第二十六條第三項(同條第八項におい
て準用する場合を含む。)(の認定(軌道法(大
正十年法律第七十六号)第三條の特許を要する
軌道利便増進実施計画に係るものに限る。))を
受けようとする者は、申請書に国土交通省令で

定める書類及び図面を添えて、地方運輸局長を
經由して国土交通大臣に提出しなければならない
い。
2 前項に規定する者は、同項に定めるもののほ
か、申請書の副本並びに国土交通省令で定める
書類及び図面を都道府県知事(当該都道府県の
区域内の軌道を敷設する地が一の地方自治法第
二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下こ
の項及び第十四條において「指定都市」とい
う。))の区域内のみにある場合においては、当
該指定都市の長。以下この条において同じ。))
に提出しなければならない。

3 前項に規定する都道府県知事は、軌道を敷設
する地が二以上の都道府県の区域にわたるもの
であるときは、当該軌道の起点の所在地を管轄
する都道府県知事とする。
4 都道府県知事は、第二項の規定による申請書
の副本並びに書類及び図面の提出を受けた場合
において、軌道を敷設する地が他の都道府県知
事が管轄する区域にわたるものであるときは、
当該申請書の副本並びに書類及び図面の写しを
当該都道府県知事に送付しなければならない。
(道路管理者の意見の聴取)

第七条 地方運輸局長は、前条第一項の申請書の
提出を受けたときは、遅滞なく、期限を指定し
て、申請に係る軌道が敷設される道路の道路管
理者の意見を聴かなければならない。
2 道路管理者である地方公共団体の長は、前項
の意見を提出しようとするときは、道路管理者
である地方公共団体の議会の議決を経なければ
ならない。
(申請書の送付)

第八条 地方運輸局長は、前条第一項の意見の提
出があつたとき、又は同項の期限が到来したと
きは、遅滞なく、第六條第一項の申請書に国土
交通省令で定める事項を記載した書類を添え
て、国土交通大臣に送付しなければならない。
(公共下水道管理者等の許可に係る基準)

第九条 法第四十七條第二項の政令で定める基準
は、次のとおりとする。
一 接続設備の位置は、次に掲げるところによ
ること。
イ 公共下水道等の排水施設(これを補完す
る施設を含む。以下この条において同じ。))
から下水を取水するために設ける接続設備
は、排水施設の下水の排除に著しい支障を
及ぼすおそれが少ない箇所に設けること。

ロ 公共下水道等の排水施設に下水を流入さ
せるために設ける接続設備は、流入する下
水の水勢により排水施設を損傷するおそれ
が少ない箇所に設けること。

二 法第七條第三項第五号イに規定する設備及
び接続設備の構造は、次に掲げるところによ
ること。
イ 堅固で耐久力を有するとともに、公共下
水道等の施設又は他の施設若しくは工作物
その他の物件の構造に支障を及ぼさないも
のであること。

ロ コンクリートその他の耐水性の材料で造
り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限
度のもとする措置が講ぜられているこ
と。
ハ 管渠は、暗渠とすること。ただし、法第
七條第三項第五号イに規定する設備を有す
る建築物内においては、この限りでない。
ニ 屋外にあるもの(管渠を除く。)にあつ
ては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散
を防止し、及び人の立入りを制限する措置
が講ぜられていること。

ホ 下水により腐食するおそれのある部分に
あつては、ステンレス鋼その他の腐食しに
くい材料で造り、又は腐食を防止する措置
が講ぜられていること。
ヘ 地震によつて公共下水道等による下水の
排除及び処理に支障が生じないように可撓継
手の設置その他の措置が講ぜられているこ
と。
ト 管渠の清掃上必要な箇所にあつては、ま
す又はマンホールを設けること。
チ またはマンホールには、密閉すること
ができる蓋を設けること。

リ または底には、その接続する管渠の内径
又は内の幅に同じ相当の幅のインパ
ートを設けること。
ヌ 下水を一時的に貯留するものにあつて
は、臭気の発散により生活環境の保全上支
障が生じないようにするための措置が講ぜ
られていること。
ル 公共下水道等の排水施設から取水する下
水の量及び当該公共下水道等の排水施設に
流入させる下水の量を調節するための設備
を設けること。

三 工事の実施方法は、次に掲げるところによ
ること。

イ 公共下水道等の管渠を一時閉じ塞ぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。

ロ 公共下水道等の排水施設に下水を流入させるために設ける接続設備は、まずその他の排水施設に突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

ハ その他公共下水道等の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

四 公共下水道等の排水施設から取水する下水の量は、その公共下水道等の下水の排除に著しい支障を及ぼさないものであること。
(公共下水道等の排水施設に流入させる下水に混入することができる物)

第十条 法第四十七条第五項の政令で定める物は、凝集剤又は洗浄剤であつて公共下水道管理者が公共下水道等の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められたものとする。
(空気調和設備等)

第十一条 法第五十三条第一項の政令で定める建築設備は、次のとおりとする。

- 一 空気調和設備その他の機械換気設備
- 二 照明設備
- 三 給湯設備
- 四 昇降機

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)
第十二条 法第五十三条第一項の政令で定める建築物は、第三条に規定する建築物とする。

(低炭素建築物の容積率の特例に係る床面積)
第十三条 法第六十条の政令で定める床面積は、低炭素建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの(当該床面積が当該低炭素建築物の延べ面積の二十分の一を超える場合においては、当該低炭素建築物の延べ面積の二十分の一)とする。

(事務の区分)

第十四条 第六条第二項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十四年十二月四日)から施行する。

附 則 (平成二十九年六月一四日政令第一五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年六月十五日)から施行する。

附 則 (令和四年三月二五日政令第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年九月二九日政令第二九三号)

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。